

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）

令和 7 年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 5 号厚生労働省老健局長通知）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和 7 年度処遇改善計画書の提出について

令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「加算計画書」という。）の作成・提出が必要です。

(1) 提出書類（昨年度と様式が異なります。）

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算の届出について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/7syoguukaizen.html>

- ・ 別紙様式 2-1、2-2 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 7 年度）
- ・ 別紙様式 5 特別な事情に係る届出 ※該当ない場合は不要。
- ・ 別紙 2、1-1 又は 1-2 体制等届出書

※ 新たに加算を算定する場合、加算区分を変更する場合は、体制等届出書の提出が必要です。（加算区分を変更しない場合は提出不要。）

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅・施設サービス）（別紙 1-1）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）（別紙 1-2）

【注意】 介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）（以下「補助金」という。）の申請書類と加算計画書は一つの Excel ファイルで作成することとなっていますが、別々に提出が必要です。補助金については県ホームページを参照してください。

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigohoken-jigyouhihojyokin-jinzaikakuho-syokubakankyokaizen.html>

【注意】 令和6年度に加算Ⅴ(1)～(14)を算定している場合

令和6年度において算定が可能であった加算Ⅴ(1)～(14)は、令和7年3月末までの経過措置期間満了により、令和7年度以降は算定できません。令和7年度も引き続き処遇改善加算を算定する場合は、加算Ⅰ～Ⅳのいずれかに区分変更する必要がありますので、必ず体制等届出を提出してください。

(2) 提出期限

令和7年4月及び5月算定に係る提出期限：令和7年4月15日（火）【期限厳守】

令和7年6月以降の算定に係る提出期限：加算を算定する月の前々月の末日

2 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」（以下「変更届出書」という。）の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に添付する書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4のとおり	居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで
加算を算定する事業所に増減があった場合 ① 事業所を追加する場合 ② 一部の事業所を廃止する場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ① 加算区分を上げる場合 ② 加算区分を下げる場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の15日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時

3 実績報告書の提出について

令和7年度実績報告書の提出期限は、令和8年7月末とする予定です。このことについては、後日、通知します。

なお、令和7年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要ですので、高齢福祉保健課へ連絡してください。

4 提出方法について

新潟県電子申請システムによるオンライン届出

(オンラインによる提出ができない場合は、高齢福祉保健課へご相談ください。)

オンライン届出について

- ① 以下の URL から、新潟県電子申請システムの手続きページにアクセスしてください。
 - 計画書の提出
【高齢】令和7年度介護職員等処遇改善加算計画書の届出
https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19783
※ 補助金の申請はこちらではありません。
 - 変更届の提出
【高齢】令和7年度介護職員等処遇改善加算変更届
https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19784
- ② 利用者登録しない場合は、「利用者登録せずに申し込む」を選択し、連絡先メールアドレスを入力してください。このメールアドレスに申請画面の URL が記載されたメールが送信されます。(利用者登録することも可能ですが、必ずしも必要ありません。)
- ③ ②の URL から申請画面にアクセスし、必要事項を入力、提出書類の Excel ファイルを添付し、送信してください。
- ④ 整理番号とパスワードが記載された受付完了メールが送信されます。届出の内容を修正する場合等に必要ですので、保存してください。
- ⑤ 届出の内容に誤りがあった場合は、電子申請システム画面上部の「申込内容照会」から修正可能です。



加算の要件、賃金改善の方法、計画書の記入方法等のお問合せ先

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号： 050-3733-0222

受付時間： 9時～18時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

担当：高齢福祉保健課介護サービス係

TEL：025-280-5193